

いつでもどこでも簡単に / 書類提出が不要に /

水道の手続きはスマホで！

～ネット手続きの種類～

- ・水道の使用開始
- ・水道の使用中止
- ・水道の一時使用
- ・水道使用者の変更(名義変更)

※給水装置所有者の変更は、水道課へお問合せください。

※自治体専用電子申請システム「LoGoフォーム」を利用しています。
 ※メンテナンスなどにより予告なくサービスが停止される場合があります。
 ※届出の事務処理は、申請日の翌営業日に行います。
 ※上記以外の手続きは、下記お問合せ先までご連絡ください。

／手続きはコチラ／



日上市 水道 ネット申込

検索

上下水道クイズ

水道水から塩素のにおいがするのはどうして？

- Ⓐ 水にごりをとるために使った薬品が残っている
- Ⓑ 水を安全に届けるため
- Ⓒ 水道管のにおいがうつっている

前号 (No.18) のクイズの答え Ⓐ



企業局ホームページ



【編集発行】日上市企業局上下水道部総務課 〒317-8601 日上市助川町 1-1-1 TEL 22-3111(代表)

広 告

水まわりの相談は
信頼の当組合員へ

日上市指定管工事協同組合

電話 0294 (34) 5544
日上市会瀬町 2-32-22

安心・安全な下水道を次世代へ
日立下水道維持管理協議会

会長 勝山 起一

事務局：日上市桜川町2丁目6番17号
(株式会社古川技建内)

☎ 0294 (35) 7601

<h1>企業局 だよ</h1>		企業局防災訓練・防災研修	P1
		災害に備えて① 応急給水活動(給水車・タンク)	P2
		災害に備えて② 家庭でできる日ごろの備え	P2
		災害に備えて③ トイレ対策(マンホールトイレ)	P3
		水道の手続きはスマホで！	P4
		上下水道クイズ	P4



日上市企業局では、災害時の円滑な対応と危機管理体制の更なる強化を図り、市民の皆さまの安心・安全な暮らしを支えるため、様々な災害を想定した防災訓練や防災研修を毎年実施しています。

また、災害等により水道・下水道施設が被害を受けた場合には、市内各所に応急給水場所やマンホールトイレを設置することで、飲料水や衛生的なトイレ環境を提供できる体制を整えています。

詳しくは次ページで！➡

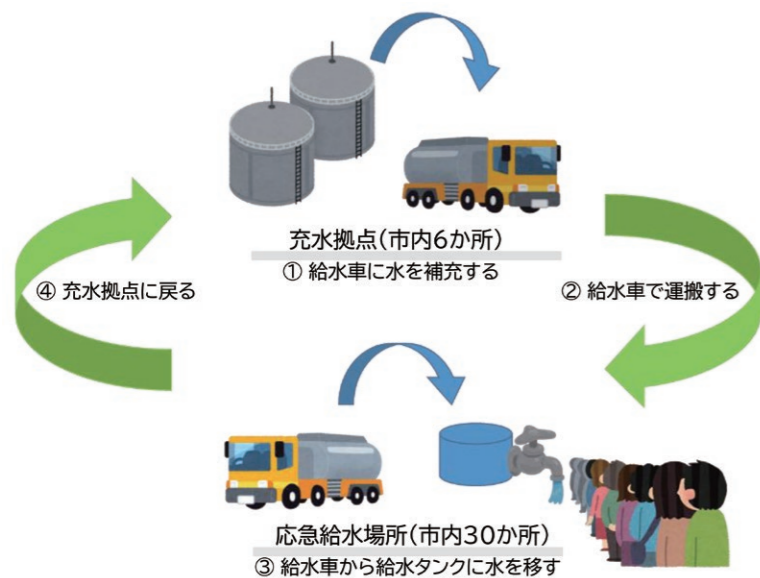
応急給水活動 (給水車・給水タンク)

地震などで水道施設が被災し、市内全域で断水が起きた時には、市内 30 か所に応急給水場所を設置し、市民の皆さまに飲料水をお配りします。

右の地図の●と●が応急給水場所を設置する施設です。近くの給水場所を覚えておくと安心です。

日立市企業局には2台の給水車が配備されていて、災害時には、各給水場所を巡回して、水を運びます。

また、市外や県外で大規模災害が発生した場合には、被災地へ職員と給水車を派遣し、給水活動を行うこともあります。



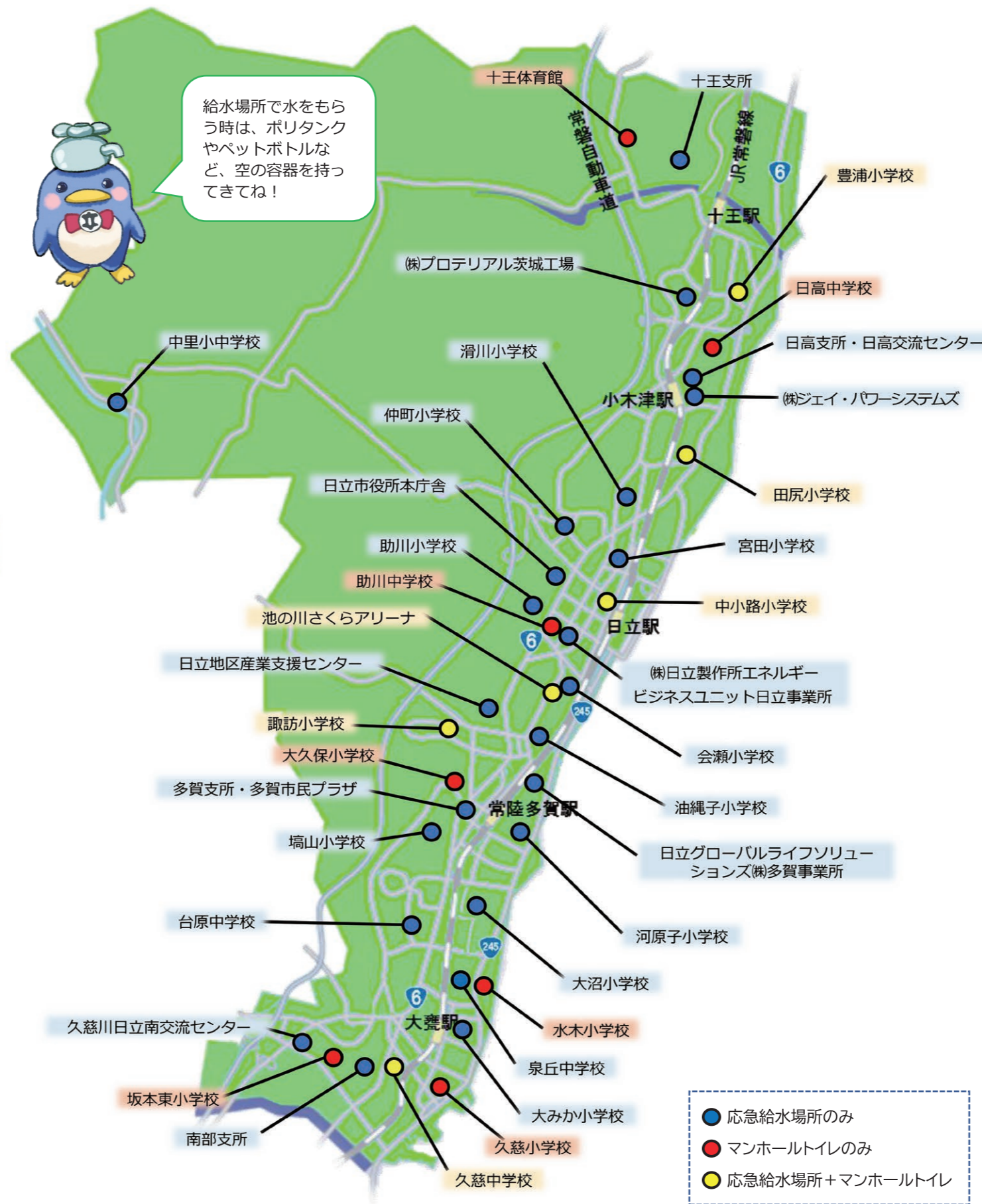
家庭でできる日ごろの備え

人が1日に必要とする水の量は、約3リットルといわれています。災害時に備えて、1週間分の飲料水を備蓄しておくことをおすすめします。

また、飲料水以外にも、多くの生活用水が必要となります。お風呂の水を貯めておくと、いざというときに役立ちます。



災害に備えて



トイレ対策 (マンホールトイレ)

災害時にはトイレも大きな問題となります。気軽にトイレに行けない精神的なストレスに加え、水分を控えたり、我慢したりすることで、健康にも被害を及ぼします。

そのため、災害時でも水洗トイレに近い環境を確保できるように、マンホールトイレの整備を進めています。マンホールの上に個室と便器を設置するだけですぐで使用でき、使用後はプールなどの水を利用して下水道へ直接流すため、臭いも少なく衛生的です。

令和7年1月末時点で13か所(81基)の整備が完了し、今後も学校などへの整備を進めていく予定です。

左の地図の●と●が設置済みの施設です。



久慈小学校に新たに設置したマンホールトイレ

